

別表（第2条，第4条及び第6条関係）

区 分	健康情報等取扱者	表 記
ア) 人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者	学長	学長
イ) 産業保健業務従事者	産業医、衛生管理者、衛生推進者、カウンセラー	産業医等
ウ) 管理監督者	職員本人の所属長	所属長
エ) 人事部門の事務担当者	総務課人事係	事務担当者

健康情報等	取り扱う者及びその権限			
	学長	産業医等	所属長	事務担当者
①作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認めたとときに実施した健康診断の結果	△	○	△	△
①-1 上記の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	△
②定期健康診断及び特別健康診断の結果並びに健康診断結果に代わる人間ドック等の受診結果	△	○	△	△
②-1 上記の健康診断を実施する際、法人が追加して行う健康診断による健康診断の結果	△	○	△	△
②-2 上記の健康診断の受診・未受診の情報	◎	○	△	△
③健康診断の結果に基づき医師又は歯科医師から聴取した意見及び講じた健康診断実施後の措置の内容	◎	○	△	△
④健康診断の結果に基づき実施した保健指導の内容	△	○	△	△
④-1 上記の保健指導の実施の有無	◎	○	△	△
⑤長時間労働者に対して実施した面接指導の結果	△	○	△	△
⑤-1 上記の労働者からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
⑥長時間労働者に対する面接指導に関し医師から聴取した意見及び面接指導後の措置の内容	◎	○	△	△

⑦長時間労働者以外の健康への配慮が必要な職員に実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	◎	○	△	△
⑧ストレスチェックの結果	△	○	△	△
⑨ストレスチェックの結果に基づき実施した面接指導の結果	△	○	△	△
⑨-1 上記の労働者からの面接指導の申出の有無	◎	○	△	△
⑩ストレスチェックの結果に基づき実施した面接指導に関し医師から聴取した意見及び面接指導後の措置の内容	◎	○	△	△
⑪職員に対する健康教育及び健康相談その他職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を通じて法人が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等	△	○	△	△
⑫労働者災害補償保険法第27条の規定に基づき、職員から提出された二次健康診断の結果及び同法の給付に関する情報	△	○	△	△
⑬治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	△	○	△	△
⑭通院状況等疾病管理のための情報	△	○	△	△
⑮健康相談の実施の有無	△	○	△	△
⑯健康相談の結果	△	○	△	△
⑰職場復帰のための面談の結果	△	○	△	△
⑱（上記のほか）産業保健業務従事者が労働者の健康管理等を通じて得た情報	△	○	△	△
⑲任意に職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報	△	○	△	△
◎：事業主が直接取り扱う。 ○：情報の収集、保管、使用、加工及び消去を行う。 △：情報の収集、保管及び使用を行う。なお、使用に当たっては、労働者に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、医療職が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。				